

和泉市（甲）と〇〇〇〇（乙）とは、次の就業条件のもとに、労働者派遣を行うものとする。

派遣元	会社名	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
	派遣元責任者	〇〇〇〇〇〇〇〇 TEL
	苦情処理の申出先	〇〇〇〇〇〇〇〇 TEL
派遣先	許可番号	派〇〇-〇〇〇〇〇〇
	事業所名称及び住所	和泉市 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号
	部署名	和泉市総務部
	組織单位名称	総務管財室(組織長の役職名称:室長)
	就業場所	総務部、都市デザイン部 〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号 TEL 0725-41-1551
	指揮命令者	総務部 総務管財室 室長 古川哲也 TEL 0725-41-1551
	派遣先責任者	総務部 総務管財室 室長 古川哲也 TEL 0725-41-1551
派遣条件	苦情処理の申出先	総務部 総務管財室 室長 古川哲也 TEL 0725-41-1551
	業務内容	用地買収業務、その他付随する業務
	業務に伴う責任の程度	役職なし 部下なし
	派遣期間	2026年7月1日～2027年3月31日
	派遣人数	1人
	就業日	月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日の内、4日
	休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、シフトで定める日、12月29日から1月3日まで
	就業時間	8時45分～17時15分(所定労働時間7時間45分) ※就業場所に準ずる
	休憩時間	12時00分～12時45分(45分) ※就業場所に準ずる
	就業日等の変更	甲は、就業日のために係わらず、必要が生じた際は、就業日・就業時間及び休憩時間を変更できるものとする。この場合、甲乙事前協議の上決定する。
	時間外勤務	派遣元36協定の範囲内(6時間/日、45時間/月、360時間/年)とする。特別条項により、75時間/月(年6回まで)、720時間/年まで勤務させることができる。
	休日勤務	派遣元36協定の範囲内(2回/月)とする。但し、予め就業日を休日に振替えた場合はこの限り(休日勤務)ではない。
	安全衛生	派遣元による健康診断の実施、労働安全衛生法その他関係法令、派遣先の災害対策規程、その他の定めに従い、指揮命令者等の指示のもと必要な措置をとる。
	労働者派遣契約解除の場合の措置	①労働者派遣契約の解除の事前申し入れ 甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の派遣期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、予め相当の猶予期間をもって乙に解除の申し入れを行うこととする。 ②就業機会の確保 乙及び甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、甲の関連会社での就業を斡旋する等により、当該派遣労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。 ③損害賠償等に係る適切な措置 甲は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときは、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い乙が当該労働者派遣契約に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。甲が、損害の賠償を行う場合は、次のとおりとする。 ア 乙が派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額 イ 乙がやむを得ず派遣労働者を解雇する場合は、次の計算式による額 〔計算式〕 損害賠償額＝派遣労働者賃金×期間A/30 ※1 損害賠償額は千円未満切り上げ ※2 期間Aは、解雇予告が出来ない場合は30日 予告期間が30日に満たない場合は、予告の日と解雇を行おうとする日の30日前の日との間の暦日の日数 その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、乙及び甲の双方の責に帰すべき事由がある場合には、乙及び甲のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

派遣条件	労働者派遣契約解除の場合の措置	④労働者派遣契約の解除の理由の明示 甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があった時は、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対して明らかにすることとする。	
	派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	派遣終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、派遣先は派遣元事業主に事前に連絡のうえ、別途協議を行うものとする。	
派遣条件	苦情等の処理方法、連携体制等	①苦情処理の申出先に派遣労働者より苦情の申出があった場合は、派遣元責任者及び派遣先責任者に連絡をし、責任者双方で協議し誠意をもって解決を図り、その結果について派遣労働者に通知することとする。 ②派遣元事業主及び派遣先は、自らでその解決が容易であり、即時に解決した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。	
	派遣料金	基本料金	1時間当たり〇〇〇〇円(別途請求対象期間が属する月の税率によって計算された消費税等を加算する)
派遣料金	時間外等料金	基本単価	1時間当たり〇〇〇〇円
		時間外勤務単価	〇〇〇〇円/時間(基本単価の1.25掛け)
		深夜時間外勤務単価	〇〇〇〇円/時間(基本単価の1.50掛け)
		休日勤務単価	〇〇〇〇円/時間(基本単価の1.35掛け)
		休日深夜勤務単価	〇〇〇〇円/時間(基本単価の1.60掛け)
		時間単位	30分単位(端数切り上げ)
	通勤費	【60時間を超えた部分の時間数については基本単価の1.5掛けの〇〇〇〇円/時間を支給する】 基本料金に含む。	
出張旅費	基本料金に含む。		
請求書	送付先	請求対象期間	〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号 和泉市総務部総務管財室
		請求日	毎月1日～末日
		支払条件	翌月初日(但し、基本料金以外は翌々月初日) 請求書は毎月10日必着のこと 請求書を受理した日から30日以内に銀行振込にて支払い(銀行休業日の場合は翌日の営業日)
		請求書	派遣労働者が欠務する場合、断続2日/月までの欠務は基本料金の減額を行わない。但し派遣労働者が2日以上連続して欠務する場合で、派遣業務に支障が予想される場合は、代替要員等について甲乙協議するものとする。
その他	名刺の使用	甲の業務活動に係る名刺は、甲が支給する名刺を使用するものとする。	
	福利厚生等	甲は、派遣労働者に対し、甲が雇用する社員が利用する作業服、ロッカーについて、甲が雇用する職員と同様に便宜供与するものとする。	
	派遣労働者通知協議事項	乙はこの契約に基づく派遣労働者の氏名・社会保険の加入状況等を甲に通知するものとする。この契約に定めない事項及びその解釈に疑義を生じた事項については、甲乙協議の上決定する。	
	派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別	協定対象労働者に限定	
	派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別	1. 無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定 ② 限定しない	

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 和泉市府中町二丁目7番5号  
和泉市  
氏名 和泉市長 辻 宏康

乙 住所  
氏名